

警察電話専用料

1 事業の概要

警察では、全国のあらゆる事件、事故及び災害がどこでどのように発生しても直ちに対応できるよう、警察の「神経系統」である警察情報通信基盤を整備している。この基盤において、電気通信事業者の専用回線を利用し、警察庁、管区警察局、警察本部、警察署等を結ぶ全国的なネットワークを構成している。

これにより、警察業務を遂行する上で必要不可欠な情報の的確な伝達を実現しているもの。

2 予算額、配備実績等の推移

令和2年度 4,254,519千円

令和3年度 4,386,511千円

3 課題・論点

(1) 課題

これまでも調達の改善を図っているが、事業規模が大きい長期継続事業であり、更に改善すべきところがないか検討する必要があるため。

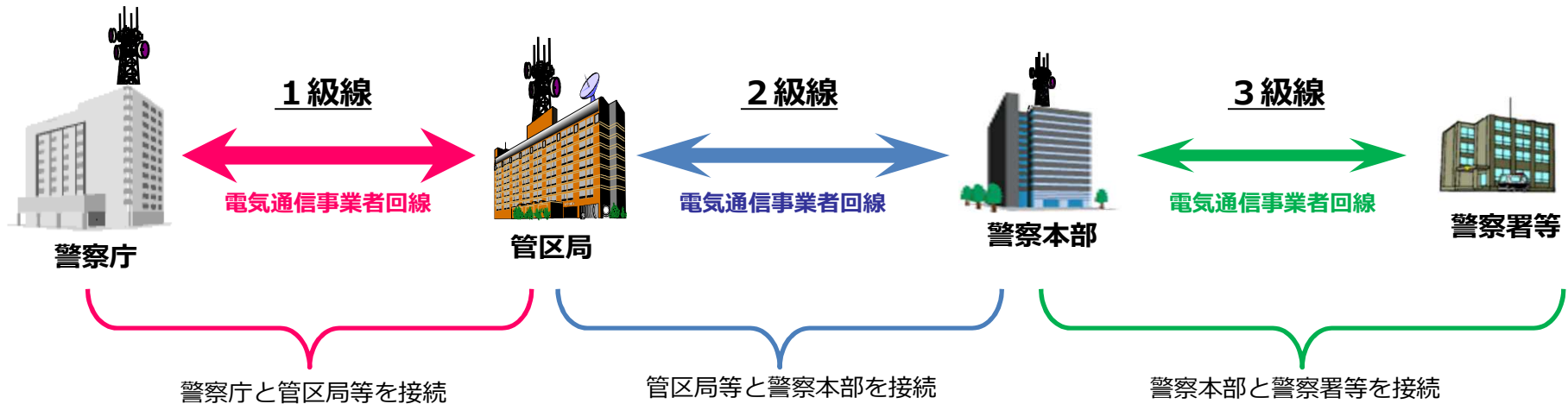
(2) 論点

調達について改善の余地はないか。

コストダウンの可能性はないか。

警察電話専用料

○ 回線構成



○ 警察が利用する専用回線の特徴

- ・ 帯域の確保
- ・ セキュリティの確保
- ・ サービスレベルの確保

○ 予算の推移



○ 課題・論点

- ・ **課題**
これまでも調達の改善を図っているが、事業規模が大きい長期継続事業であり、更に改善すべきところがないか検討する必要がある。
- ・ **論点**
調達について改善の余地はないか。
コストダウンの可能性はないか。

通信指令施設の更新整備

1 事業の概要

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、直ちに通報内容を警察署等に伝え、パトカーや交番等の地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急手配の発令等を行うための施設である通信指令施設を整備するもの。

2 予算額、配備実績等の推移

令和2年度 904,208千円

令和3年度 1,107,219千円

3 課題・論点

(1) 課題

通信指令施設については、今後も更新整備が見込まれるところ、通信指令の業務・システム等について、合理化・効率化が行えるかの検討が必要であるため。

(2) 論点

通信指令業務について改善の余地はないか。
コストダウンの可能性はないか。

通信指令システムの更新整備① (「110番」を通じた通信指令業務の流れ)

本部通信指令室

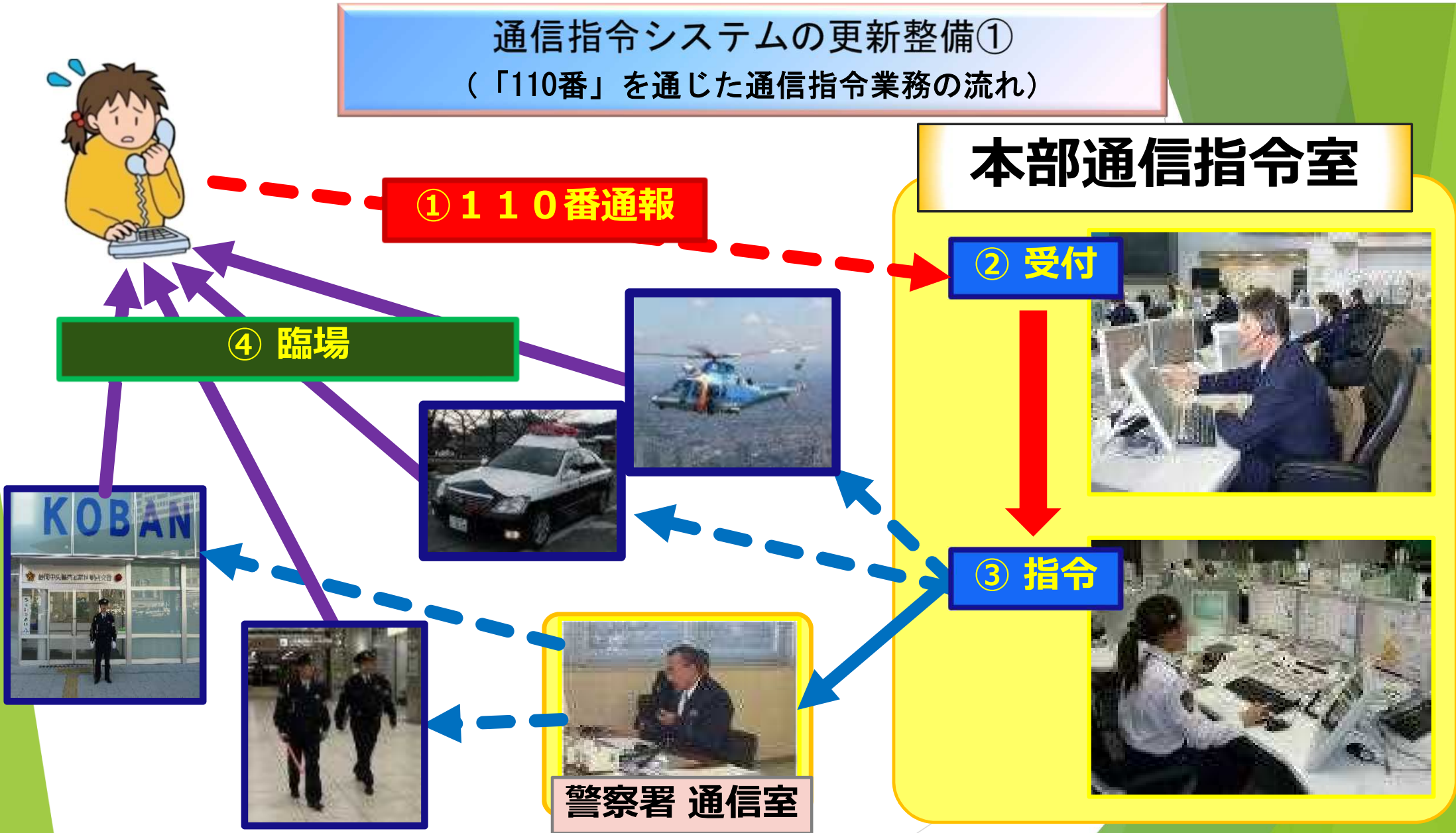
① 110番通報

② 受付

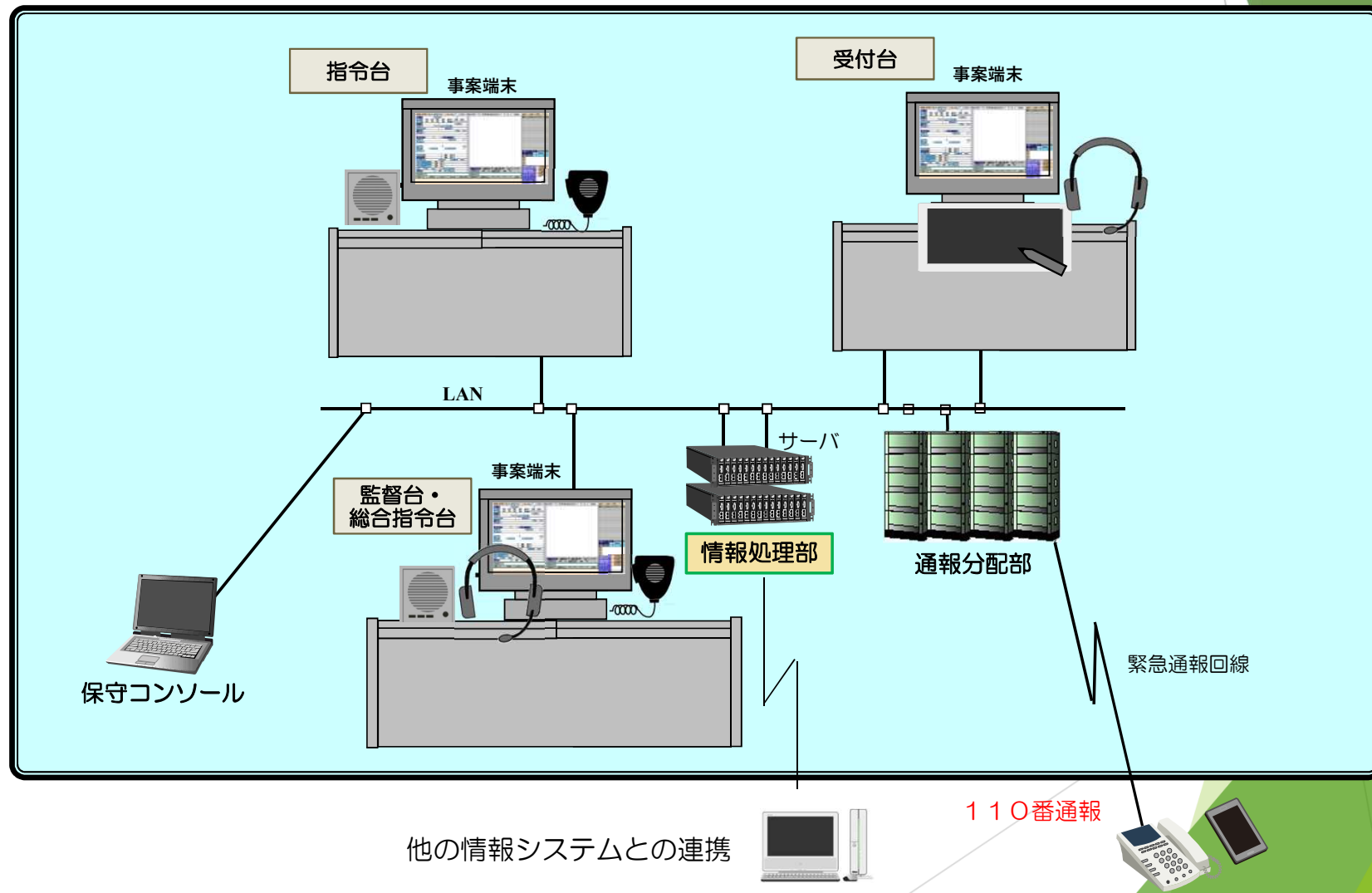
③ 指令

④ 臨場

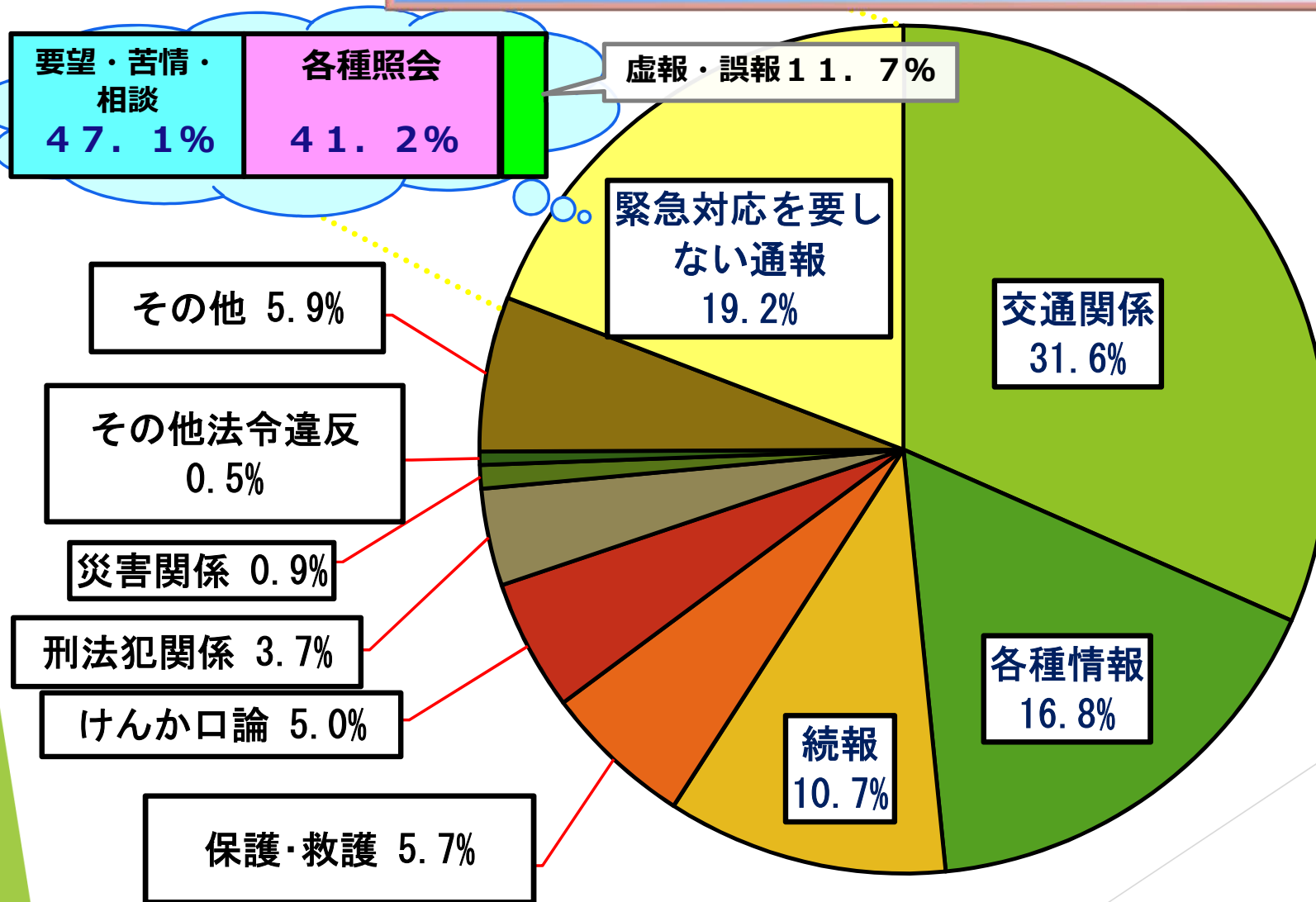
警察署 通信室



通信指令システムの更新整備② (通信指令システムの構成)



通信指令システムの更新整備③
(110番通報の受理件数・内訳)



受理件数
約840万件
(令和2年)

特殊詐欺対策の推進

1 事業の概要

警察では、特殊詐欺等の捜査の過程で入手した犯行に利用されていたと認められる名簿を委託業者にリスト（データ）化させ、当該リストを都道府県警察に還元した上で、各都道府県警察において注意喚起の架電等による被害防止への活用を内容とする高齢者犯罪被害防止事業等を実施しているところ、これら特殊詐欺対策を推進するもの。

2 予算額、配備実績等の推移

令和2年度 125,236千円

令和3年度 126,979千円

3 課題・論点

(1) 課題

昨今の特殊詐欺情勢を踏まえ、今後も継続的に高齢者犯罪被害防止事業等を行う必要があるが、他方で事業の効率性について確認する必要があるため。

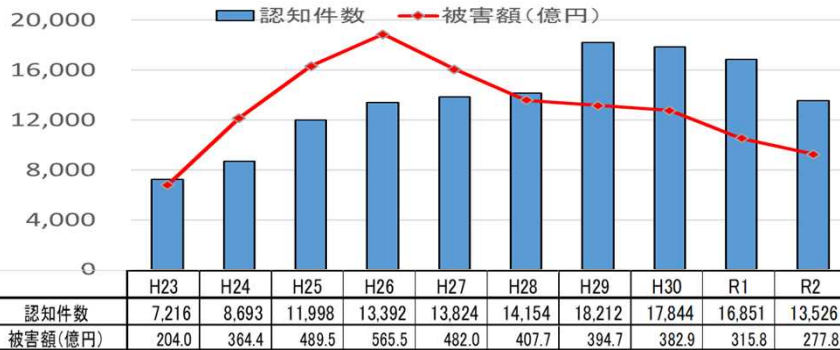
(2) 論点

事業内容について改善の余地はないか。

コストダウンの可能性はないか。

特殊詐欺対策の推進

現状と対策

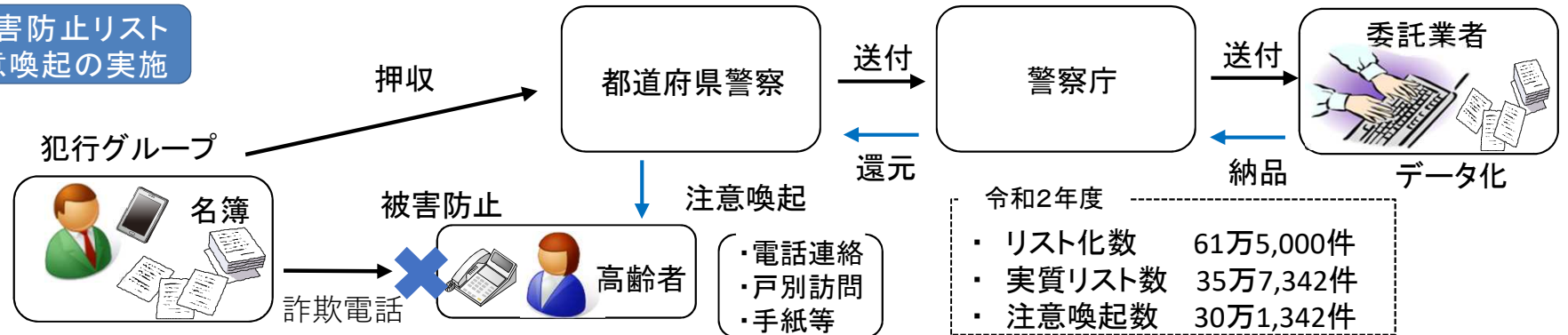


〈令和2年中の特殊詐欺の情勢〉

- 認知件数、被害額ともに前年と比べて減少しているものの、依然として高い水準の被害が発生
- 全体の認知件数に占める65歳以上の高齢者の割合は約8割
- 被害の約8割が犯人からの電話を受けたことが発端

→ 高齢者が詐欺電話にだまされないために直接・能動的な注意喚起が必要

高齢者犯罪被害防止リスト作成による注意喚起の実施



効果的事例

○ A警察では、リストに基づき、管内の80歳代女性に対し注意喚起の電話連絡をしたところ、警察官を装った犯人の電話にだまされていたことが判明し、詐欺被害を未然に食い止めた。

○ B警察では、リストに基づき、管内の80歳代女性に対し注意喚起のため戸別訪問したところ、時を同じくして役所の職員を装った犯人から電話がかかってきて、詐欺被害を未然に食い止めた。

特殊詐欺対策の推進 予算

- 令和3年度 127 百万円
- 令和2年度 125 百万円

（ 高齢者犯罪被害防止リスト作成による注意喚起、捜査用資機材借上げ等に要する経費 ）

都道府県警察施設整備費補助金（ゾーン30の推進）

1 事業の概要

ゾーン30は、市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅を実施するとともに、その区域の道路交通の実態に応じた通行禁止等の交通規制の実施やハンプの設置等の対策により、区域内における速度を規制し、通過交通の抑制・排除を図るもの。

2 予算額、配備実績等の推移

令和2年度 214,097千円

令和3年度 159,235千円

3 課題・論点

(1) 課題

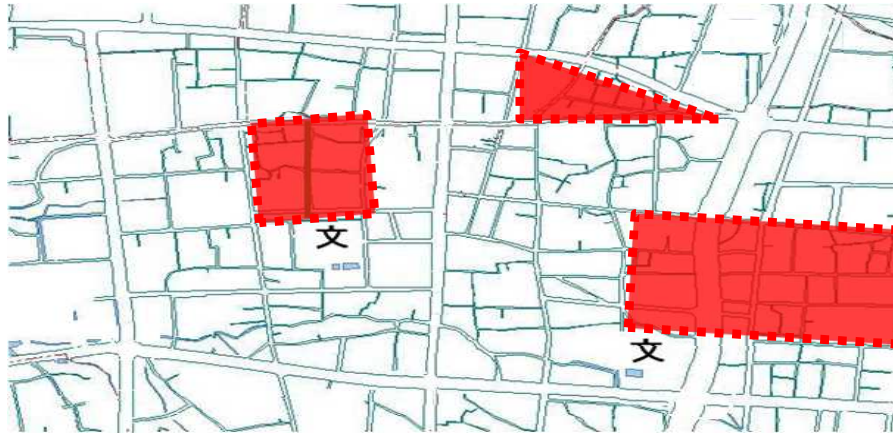
令和3年度を始期とする「第11次交通安全基本計画」においても生活道路における交通安全対策の柱と位置付けられ、適切な箇所へのゾーン30の推進が不可欠であるところ、更なる安全対策について検討を行う必要があると考えられるため。

(2) 論点

交通安全施設等の整備計画は適切なものとなっているか。
コストダウンの可能性はないか。

ゾーン30の推進

 : ゾーン30



- 交通事故数の更なる減少を図るためには、生活道路対策の一層の推進が必要。
- 自動車の走行速度が30km/h以下なら、歩行者等が致命傷を負う確率が減少。
- ゾーン内部では自動車より、歩行者等の通行が最優先。
- ゾーンの通過交通の抑制と、周辺道路の交通流円滑化を併せて実施。

周辺道路における対策

ゾーン入口の明確化、周辺道路の交通流の円滑化により、ゾーン内への通過交通の流入を抑制

ゾーン内における対策

速度規制や車両速度を抑制する道路構造を採用するなどの対策を実施

ゾーン入口の明示

標識の設置



路面表示
の設置



周辺道路の交通円滑化対策

信号機の新設、改良



右折車線
の設置



標識・標示の設置



カラー舗装



ハンプの設置



路側帯の拡幅、中央線の抹消



 : 公安委員会の対策

 : 道路管理者の対策

 : 両者の対策

事業の概要：通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、ゾーン規制や信号機、道路標識、道路標示の整備等の対策を実施